

第4回 大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会

日時：令和6年11月1日（金）午後3時～午後4時

場所：市役所 3階 協議会室

出席者：

上楠木委員、中嶋委員、清水委員、山村委員、上田委員、酢谷委員、駒田委員、上田委員、谷委員、山本委員、田中委員、新田委員、古川委員、池田委員、寺下委員、山田委員、浜口委員、谷埜委員、古頃委員

欠席者：三井委員

事務局：

まちづくり推進部次長兼都市政策グループ課長、同グループ参事、同グループ主査
まちづくり推進部道路グループ課長
業務委託事業者（アジア航測（株）1名）

傍聴者：1名

議題（案件）：

- 1．開会
- 2．委員長あいさつ
- 3．資料確認、会議の成立、傍聴者確認
- 4．【議題1】計画策定に向けて（資料1）
- 5．事務連絡
- 6．閉会

説明資料：

資料1：説明資料

資料2【概要版】大阪狭山市立地適正化計画（案）

資料3【本編】大阪狭山市立地適正化計画（案）

資料4【参考】基礎調査資料（案）

参考資料1：パブリックコメントで提出されたご意見（要旨）及び市の考え方について

参考資料2：大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会規則

議事経過：

議事	<p>1.開会</p> <p>2.委員長あいさつ</p> <p>3.資料確認、会議の成立、傍聴者確認 <u>会議の成立（欠席1名）、傍聴者1名</u></p> <p>4.【議題1】計画策定に向けて（資料1） 質疑・意見交換（下記の通り）</p> <p>5.事務連絡</p> <p>6.閉会</p>
----	--

発言者	発言の要旨
委員	居住誘導区域、都市機能誘導区域において、開発行為に対しこれまでと届出の方法等が変わったり、規制があったりするのかな。
事務局	届出制度については、都市機能誘導区域に位置付けた誘導施設について、都市機能誘導区域内において廃止または休止する場合や、区域外に建築する場合、居住誘導区域外に3戸以上であるなど、一定規模以上の開発行為の場合、届出制度が必要になる。 都市機能誘導区域に位置付けた施設の建築に規制をかけるという趣旨ではなく、状況を市が把握するもの。届出制度があるから建築できないわけではない。
委員	富田林市では、居住誘導区域だから病院が立てられないといったことを聞いたが、そういうことではないのかな。
事務局	そうではない。
委員	3件（戸）以上の開発というのは、今まで変わらないのかな。
事務局	市街化区域内における500㎡以上の開発許可制度（都市計画法第29条）とは別のルールである。
委員長	公共施設、学校園といった別計画との調整で、今後、課題となりそうなことはあるか。
事務局	今回の各計画については、整合性が図られている。ただし、今後見直しのタイミングがそれぞれで異なってくることや、具体的な事業を進める

	<p>にあたり、例えば補助金手続きの際など、実務的な調整を実施していく必要はある。</p>
委員長	<p>本計画策定のプロセスで事業者との調整は図られてきたか。</p>
事務局	<p>調整を図ってきた。今の段階で記載できることは表現している。今後の検討事項については内容が固まった段階で、必要に応じて計画に位置付けることを想定している。</p>
委員	<p>近隣市との整合、例えば富田林市との整合で問題はなかったか。</p>
事務局	<p>本市の計画については、市域の範囲を超えた公共交通ネットワーク等についても位置づけており、関係隣接市に対しても素案の情報共有をするなど、調整を図ってきた。今後、具体的な事業を進める上で、例えば、補助金を取っていく際には、各市の表現の整合性について、調整を図るなどは考えられるが、現時点で、本計画の内容については問題ないと考えている。</p>
副委員長	<p>「まちのリメイク」というのが良い。都市機能誘導区域など、今後ここからどのようにつくっていくかが大事になる。</p> <p>計画内容については、きめ細かいようで粗い部分もあると思うが、本計画をうまく活用しながら、めざすべき姿になればよいと考える。</p>
委員長	<p>都市計画については、あらゆる分野と関わりながら、ハコモノだけの視点でなく、生活をつくるという視点で、分野間連携を大事にし、縦割りにならず横断的な取組みを期待する。</p> <p>都市計画審議会及び計画策定に向け、最終的な文言確認等をしていただきたい。</p>

以 上